

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
大分市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分市長

公表日
令和7年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	地方税法附則第7条の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の求めを行う者（以下「申請者」という。）が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村長にその情報を通知する。 具体的な事務： ・申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 ・申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 ・申告特例を求めた者の住所地の市町村長に対する申告特例通知書の作成、送付
③システムの名称	motiONE 地方税ポータルシステム（eLTAX）
2. 特定個人情報ファイル名	
ワンストップ特例申請者一覧	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表24の項 ・地方税法（昭和25年法律第226号）附則第7条第5項、第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	商工労働観光部商工労政課
②所属長の役職名	商工労政課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒870－8504 大分市荷揚町2番31号 大分市総務部情報公開室 電話097－537－5797
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒870－8504 大分市荷揚町2番31号 大分市商工労働観光部商工労政課 電話097－574－6181
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際は(USBメモリを使用する場合を含む。)、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先の選定に当たっては、公募型プロポーザルを実施し、委託先の設備や技術水準、従事者に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、次の内容を義務付けている。 ・業務目的以外の個人情報利用の禁止 ・再委託の条件 ・発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報が記録された資料等の複写、複製の禁止 ・個人情報を収集するときの制限 ・漏洩、滅失、改ざん及び毀損の防止 ・個人情報の持ち出しの禁止 ・個人情報を取り扱う従事者の明確化 ・従事者に対する監督及び教育の実施 ・契約終了後の個人情報の返還又は消去 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の調査の実施 これらの対策を講じていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	I-1-③システムの名称	使用せず(エクセルファイルで管理)	地方税ポータルシステム(eLTAX)	事後	
平成31年1月31日	I-4-①情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する	事後	
平成31年1月31日	II-1対象人数	平成29年1月11日時点	平成31年1月31日時点	事後	
平成31年1月31日	II-2取扱者数	平成29年1月11日時点	平成31年1月31日時点	事後	
令和6年9月30日	I-3-③システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAX)	motiONE 地方税ポータルシステム(eLTAX)	事後	
令和6年9月30日	I-3-法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項及び別表第一第16の項 ・地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第5項、第12項	・番号利用法第9条第1項 別表24の項 ・地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第5項、第12項	事後	
令和6年9月30日	I-4-①情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施する	実施しない	事後	
令和6年9月30日	II-1対象人数(評価対象の事務の対象人数は何人か)	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年9月30日	II-1対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年1月31日時点	令和6年1月31日時点	事後	
令和6年9月30日	II-2取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年1月31日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月30日	IV-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和6年9月30日	IV-4委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和6年9月30日	IV-5特定個人情報の提供・移転	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事後	
令和6年9月30日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和6年9月30日	IV-6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である		事後	
令和6年9月30日	IV-6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である		事後	
令和6年9月30日	IV-7特定個人情報の保管・消去	課題が残されている	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	IV-8実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和7年9月2日	II-1対象人数(いつ時点の計数か)	令和6年1月31日時点	令和7年7月31日時点	事後	
令和7年9月2日	II-2取扱者数(いつ時点の計数か)	令和6年4月1日時点	令和7年7月31日時点	事後	